

令和2年6月の入札開始分から制度が変わりました

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合で、その者が暴力団員等のときは、買受人となれません。

令和2年6月の入札開始分から、入札時に入札書ごとに

下記の各書面を提出する必要があります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 3月21日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 竹 澤 茂 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月 4日から 令和 7年 4月 11日まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月 16日 午前 10時 00分 場 所 福井地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月 7日 午前 9時 50分 場 所 福井地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年 4月 17日から 令和 7年 4月 18日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 裁判所の預金口座に所定の金額を振り込んだ旨の保管金受け入れ手続添付書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月 21日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 4 所 在 坂井市坂井町御油田24字登橋
地 番 201番
地 目 宅地
地 積 147.42平方メートル
(現況)
地 目 雑種地
- 5 所 在 坂井市坂井町御油田24字登橋
地 番 202番
地 目 宅地
地 積 171.29平方メートル
(現況)
地 目 雑種地
- 19 所 在 坂井市坂井町御油田39字雁田
地 番 304番
地 目 宅地
地 積 380.45平方メートル
(現況)
地 目 雑種地
- 20 所 在 坂井市坂井町御油田39字雁田
地 番 305番



物 件 目 録

地 目 宅地
地 積 30.65平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

21 所 在 坂井市坂井町御油田39字雁田

地 番 306番

地 目 宅地

地 積 2.69平方メートル

(現況)

地 目 雑種地



物件明細書

令和 7年 2月17日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 竹澤茂樹

1 不動産の表示

【物件番号4、5、19～21】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号4、5、19、20】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号19】

本件所有者が占有している。同人所有の売却対象外建物(未登記、ポンプ室、コンクリートブロック造陸屋根平家建、約12㎡)が本件土地上に存在する。

【物件番号4、5、20、21】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号4、5、19～21】

乙干川維持管理委員会等による賦課金等の徴収が予定されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



※11※

物件目録

- 4 所 在 坂井市坂井町御油田24字登橋
地 番 201番
地 目 宅地
地 積 147.42平方メートル
(現況)
地 目 雑種地
- 5 所 在 坂井市坂井町御油田24字登橋
地 番 202番
地 目 宅地
地 積 171.29平方メートル
(現況)
地 目 雑種地
- 19 所 在 坂井市坂井町御油田39字雁田
地 番 304番
地 目 宅地
地 積 380.45平方メートル
(現況)
地 目 雑種地
- 20 所 在 坂井市坂井町御油田39字雁田



物 件 目 録

地 番 305番
地 目 宅地
地 積 30.65平方メートル
(現況)

地 目 雑種地

21 所 在 坂井市坂井町御油田39字雁田

地 番 306番
地 目 宅地
地 積 2.69平方メートル
(現況)

地 目 雑種地



令和5年(ケ)第28号
令和5年7月21日受理
令和6年〔月〕〔日〕提出

現況調査報告書

(物件4、5、19、20、21)

福井地方裁判所

執行官 宮川千秋

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|----|-----|----------------|
| 4 | 所 在 | 坂井市坂井町御油田24字登橋 |
| | 地 番 | 201番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 147.42平方メートル |
| 5 | 所 在 | 坂井市坂井町御油田24字登橋 |
| | 地 番 | 202番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 171.29平方メートル |
| 19 | 所 在 | 坂井市坂井町御油田39字雁田 |
| | 地 番 | 304番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 380.45平方メートル |
| 20 | 所 在 | 坂井市坂井町御油田39字雁田 |
| | 地 番 | 305番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 30.65平方メートル |
| 21 | 所 在 | 坂井市坂井町御油田39字雁田 |
| | 地 番 | 306番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2.69平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施(福井県坂井市坂井町御油田39字303番地付近)
土地	物件4、21
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地(物件) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> 農地(物件) <input checked="" type="checkbox"/> 雑種地(物件4、21) <input type="checkbox"/> 山林(物件) <input type="checkbox"/>
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している。 <input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し、占有している。 <input type="checkbox"/> 上記の者が更地の状態で占有している。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が緑地緩衝帯として使用し、占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/>
その他の事項	<p>1 本土地の北東角付近、北西角付近及び南東角付近には、それぞれ境界標と思われる金属プレートが存在するが、南西角付近には境界標と思われるものは見当たらない。</p> <p>2 物件4土地の南西角付近(物件21土地の北西角付近)及び物件4土地の南東角付近(物件21土地の北東角付近)には、それぞれ境界標と思われるものは見当たらない。</p> <p>3 本土地の北側境界付近、東側境界付近及び西側境界付近には、物件5土地及び物件20土地との境界付近を除き、コンクリート縁石が存在する。</p> <p>4 本土地の状況は、別紙土地建物位置関係図及び添付写真のとおりである。</p> <p>5 本土地は、全体が緑地緩衝帯となっており、他の用途には使用できないと考えられる。</p> <p>6 物件4土地の北東角部には北陸電力送配電株式会社所有の電柱(8413-マ4382)等が設置されており、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで3年分の敷地利用代金合計13,500円が令和4年8月に福井県商工業団地協同組合へ支払われている。 また、同土地の南東角部には北陸電力送配電株式会社所有の電柱(8413-マ4381)等が設置されており、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで3年分の敷地利用代金合計9,000円が令和4年8月に福井県商工業団地協同組合へ支払われている。</p> <p>7 本土地には、乙干川維持管理委員会が同委員会の規程に基づき賦課金を賦課している。また、田島川水害予防組合から、所有する面積につき、年間1㎡当たり1.4円の協力金(端数切捨て)の納付協力等を求められている。</p>
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 福井地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施(福井県坂井市坂井町御油田39字303番地付近)
土地	物件5、20
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地(物件) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> 農地(物件) <input checked="" type="checkbox"/> 雑種地(物件5、20) <input type="checkbox"/> 山林(物件) <input type="checkbox"/>
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している。 <input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し、占有している。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が更地の状態で占有している。 <input type="checkbox"/> 上記の者が緑地緩衝帯として使用し、占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/>
その他の事項	<p>1 本土地の北西角付近には、境界標と思われるプラスチック杭が存在するが、北東角付近、南東角付近及び南西角付近には、それぞれ境界標と思われるものは見当たらない。</p> <p>2 物件5土地の南西角付近(物件20土地の北西角付近)及び物件5土地の南東角付近(物件20土地の北東角付近)には、それぞれ境界標と思われるものは見当たらない。</p> <p>3 本土地の北側境界付近及び西側境界付近には、それぞれコンクリート擁壁が存在する。</p> <p>4 本土地の状況は、別紙土地建物位置関係図及び添付写真のとおりである。</p> <p>5 本土地は、緑地緩衝帯に設定されていないが、植樹されており、緑地緩衝帯である物件4土地、物件21土地及び物件19土地と一体として使用されている。</p> <p>6 本土地には、乙干川維持管理委員会が同委員会の規程に基づき賦課金を賦課している。また、田島川水害予防組合から、所有する面積につき、年間1㎡当たり1.4円の協力金(端数切捨て)の納付協力等を求められている。</p> <p>7 本土地及び物件19土地には、野生の動物が掘ったと思われる穴がいくつか存在しており、野生の動物が住み着いているおそれがある。</p>
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 福井地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施(福井県坂井市坂井町御油田39字303番地付近)
土地	物件19
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地(物件) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> 農地(物件) <input checked="" type="checkbox"/> 雑種地(物件19) <input type="checkbox"/> 山林(物件) <input type="checkbox"/>
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している。 <input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し、占有している。 <input type="checkbox"/> 上記の者が更地の状態で占有している。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が緑地緩衝帯として使用し、占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/>
その他の事項	<p>1 本土地の北東角付近、南東角付近及び南西角付近には、それぞれ境界標と思われる金属プレートが存在するが、北西角付近には境界標と思われるものは見当たらない。</p> <p>2 本土地の状況は、別紙土地建物位置関係図及び添付写真のとおりである。</p> <p>3 本土地は、全体が緑地緩衝帯になっており、他の用途には使用できないと考えられる。</p> <p>4 本土地には、下記目的外建物(ポンプ室)及び目的外工作物(貯水槽)が存在する。</p> <p>5 本土地には、乙干川維持管理委員会が同委員会の規程に基づき賦課金を賦課している。また、田島川水害予防組合から、所有する面積につき、年間1㎡当たり1.4円の協力金(端数切捨て)の納付協力等を求められている。</p> <p>6 本土地、物件20土地及び物件5土地には、野生の動物が掘ったと思われる穴がいくつか存在しており、野生の動物が住み着いているおそれがある。</p>
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 福井地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物(目的外建物)	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用(単独))

目的外建物の概況 (物件19関係)	
所在地	坂井市坂井町御油田39字雁田304番地
家屋番号	<input checked="" type="checkbox"/> ない(未登記) <input type="checkbox"/>
種類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input checked="" type="checkbox"/> ポンプ室
構造	コンクリートブロック造陸屋根平家建
床面積(概略)	約12平方メートル
所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者() <input type="checkbox"/> 不明
建築時期	<input checked="" type="checkbox"/> 平成9年 月 日ころ <input type="checkbox"/> 不明
建築者	<input checked="" type="checkbox"/> 現所有者 <input type="checkbox"/> その他の者() <input type="checkbox"/> 不明
その他の事項	1 現在、本建物内のポンプは使用されていない。 2 本建物の西側に、貯水槽(附属工作物)が存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ A (債務者兼所有者の代表者)</p>	<p>1 私は、債務者兼所有者である福井県商工業団地協同組合(以下、単に「組合」という。)の代表者です。</p> <p>2 現在、組合の組合員は、栄冠商事株式会社、株式会社三維、坂東島石産株式会社、株式会社ヒロセ工業及び株式会社北日本製作所の5社です。</p> <p>3 物件4土地、物件5土地、物件19土地、物件20土地及び物件21土地は、組合の所有物です。</p> <p>4 物件19土地には、ポンプ室(目的外未登記建物)と貯水槽(目的外工作物)があります。これは、以前、融雪等に使用していましたが、パイプに穴が開き、水を吸い上げなくなったので、3年程前から、電源を入れておらず、使用していません。</p> <p>(令和5年8月1日に口頭聴取)</p>
<p>■ B (債務者兼所有者の前々代表者)</p>	<p>1 私は、債務者兼所有者である福井県商工業団地協同組合(以下、単に「組合」という。)の前々代表者です。前代表者は、亡くなりました。</p> <p>2 組合所有の土地には、緑地化義務により、緑地緩衝帯を設けてあります。競売で本件土地を購入した場合、緑地緩衝帯を他の用途に使用することはできません。</p> <p>3 緑地緩衝帯は、組合が管理しています。</p> <p>(令和5年9月6日に口頭聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ C (債務者兼所有者の 事務局)</p>	<p>1 私は、債務者兼所有者である福井県商工業団地協同組合(以下、単に「組合」という。)の前代表者の妻で、長年に渡り事務局を担当しています。</p> <p>2 組合所有の土地を購入した者は、非組合員であっても、組合員と同様に、賦課金を組合に支払わなければなりません。競売で本件土地を購入した場合、組合人になる必要はありませんが、購入土地に対して掛かる経費等の支払いに充てるため、組合は賦課金を徴収しています。 (令和5年9月6日に口頭聴取)</p> <p>3 組合に賦課金を支払わなければならないのは、商工業団地の土地を所有する者又は使用する者です。</p> <p>4 組合は、賦課金を徴収して賦課金から、賃借人からは別途賦課金を徴収していないため賃料から、次の支払いを行っています。</p> <p>(1) 田島川水害予防組合に対し、田島川の維持管理費及び河川美化等の活動に関する経費(協力金)</p> <p>(2) 乙干川維持管理委員会に対し、乙干川の維持管理費(賦課金)</p> <p>(3) 御油田町内会に対し、企業協力金(区費)</p> <p>(4) 商工業団地内の草刈り及び剪定の受託人に対し、清掃費</p> <p>(5) 商工業団地が共用する緑地緩衝帯及び調整池の固定資産税</p> <p>(6) その他、事務経費及び決算手数料など</p> <p>5 組合は、前記の支払いに必要な総額を予測し、それを均等割部分と土地面積割部分に分けて端数調整等で試算して、それぞれの賦課金額を総会で決めています。</p> <p>6 賦課金額は、毎年変動します。支払方法は、毎月の分割払いです。</p> <p>7 組合に令和5年度の賦課金を支払わなければならないのは、①株式会社三維、②坂東島石産株式会社、③株式会社北日本製作所、④栄冠商事株式会社、⑤株式会社ヒロセ工業、⑥新日本海トラック株式会社です。</p> <p>8 令和5年度の賦課金は、総額を約76万円と予測し、一社当たりの均等割月額を3,000円として不足額を算出し、不足額を面積比により面積割月額を算出した上、均等割月額と面積割月額の合計額につき100円の位を四捨五入して端数は切り捨てました。結果、1社当たりの賦課金額は、月額4,000円から13,000円の間となっています。</p> <p>9 現在、賦課金の滞納はありません。</p> <p>10 令和6年度の賦課金の総額は、令和5年度より高くなると思われます。 (令和5年9月15日に口頭聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

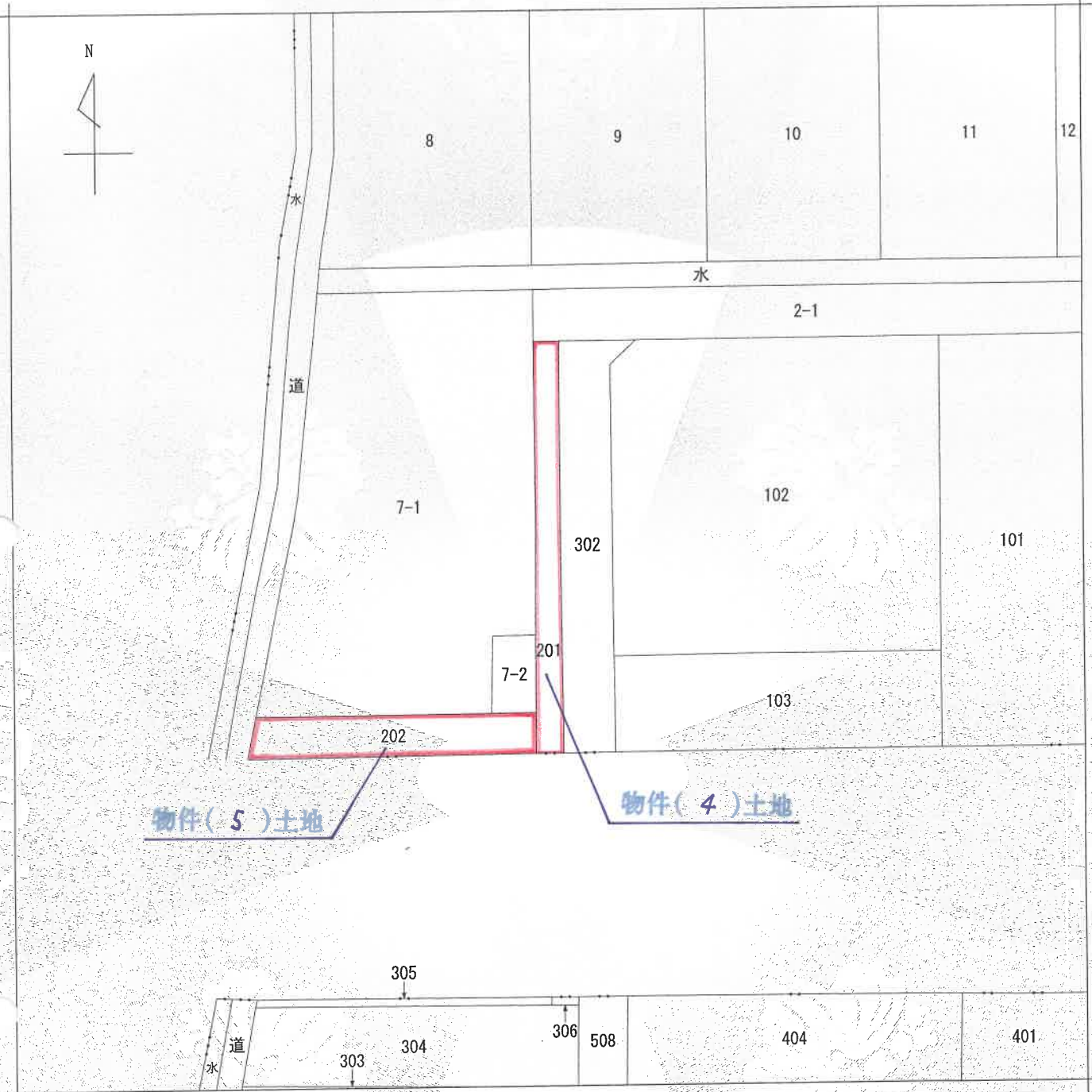
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 乙干川維持管理委員会	<p>1 当委員会は、当委員会が維持管理する排水路を使用する者に対し、当委員会の規程に基づき、乙干川使用料として、賦課金を徴収しています。</p> <p>2 福井県商工業団地協同組合に対する令和5年度分の賦課金は、合計210,000円です。同組合は、現時点で、賦課金の滞納がありませんが、滞納が発生すれば、それは買受人が負担することになります。</p> <p>3 買受人は、当委員会の各規程を遵守し、購入した土地に掛かる賦課金を支払う必要があります。</p> <p>(令和5年10月10日付け回答書要旨)</p>
■ 田島川水害予防組合	<p>1 当組合は、田島川の水害予防活動の一環として、任意での協力金の納付協力をお願いしたり、草刈り活動への参加を呼び掛けたりしています。賦課金としての負担はありません。</p> <p>2 協力金は、所有する土地の面積に対して、年間1㎡当たり1.4円(端数切捨て)とさせていただいています。</p> <p>3 買受人に対して、協力金の納付協力をお願いしたり、草刈り活動への参加を呼び掛けたりすることがあります。</p> <p>(令和5年10月20日付け回答書要旨)</p>
■ 北陸電力送配電株式会社	<p>1 物件4土地の北東角部には、当社所有の電柱(8413-マ4382)等が設置してあります。当社は、その電柱及び支線について、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで3年分の敷地利用代金合計13,500円を、令和4年8月に、福井県商工業団地協同組合へ支払っています。</p> <p>2 物件4土地の南東角部には、当社所有の電柱(8413-マ4381)等が設置してあります。当社は、その電柱及び支線について、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで3年分の敷地利用代金合計9,000円を、令和4年8月に、福井県商工業団地協同組合へ支払っています。</p> <p>(令和5年11月1日付け回答書要旨)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和5年 7月24日(月) 11:00-11:20 (全物件)	福井地方法務局	公簿、公図、地積測量図、建物図面等の交付請求等
令和5年 7月24日(月) 13:00-15:30 (全物件)	物件所在地	現況調査 写真撮影 占有関係の調査
令和5年 8月 1日(火) 13:30-15:45 (全物件)	福井県坂井市坂井町 御油田39-102 (株式会社北日本 製作所)	Aから口頭聴取 (債務者の組合員の調査、占有関係の調査、 賃借関係の調査等)
令和5年 9月 6日(水) 14:00-16:10 (全物件)	福井県坂井市坂井町 御油田39-102 (株式会社北日本 製作所)	評価人と同行 A、B、Cから口頭聴取 (債務者の組合員の調査、占有関係の調査、 賃借関係の調査等)
令和5年 9月15日(金) 15:00-16:50 (全物件)	福井県鯖江市神中町 1-602 (株式会社三維)	Cから口頭聴取 (賦課金の調査等)
令和5年 9月26日(火) 15:25-15:45	物件所在地	評価人と同行 立入調査(ポンプ室)、現況調査 写真撮影 占有関係の調査
令和5年10月13日(金) 11:25-12:30 (全物件)	物件所在地	緑地緩衝帯及び電柱につき 現況調査 写真撮影 占有関係の調査
令和5年 月 日() : - :		
(特記事項)		

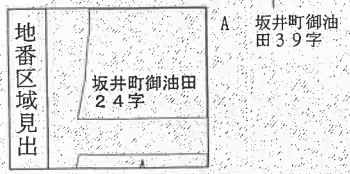
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



物件(5)土地

物件(4)土地

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	坂井市坂井町御油田 2.4字登橋			地番	201番		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日			備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A4判に縮小

令和5年7月24日
福井地方法務局

請求番号: 3-2
(1/1)

登記官

(10枚目)

公用

物件(19)土地
 物件(20)土地
 物件(21)土地



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	坂井市坂井町御油田39字雁田		地番	303番		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系 座番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日			備付年月日 (原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年7月24日
 福井地方法務局

登記官

請求番号：3-9
 (1/1)

(11枚目)

A4判に縮小

公用

登記年月日：平成8年12月13日

348985

地番 101, 102, 103, 201, 202, 301, 302

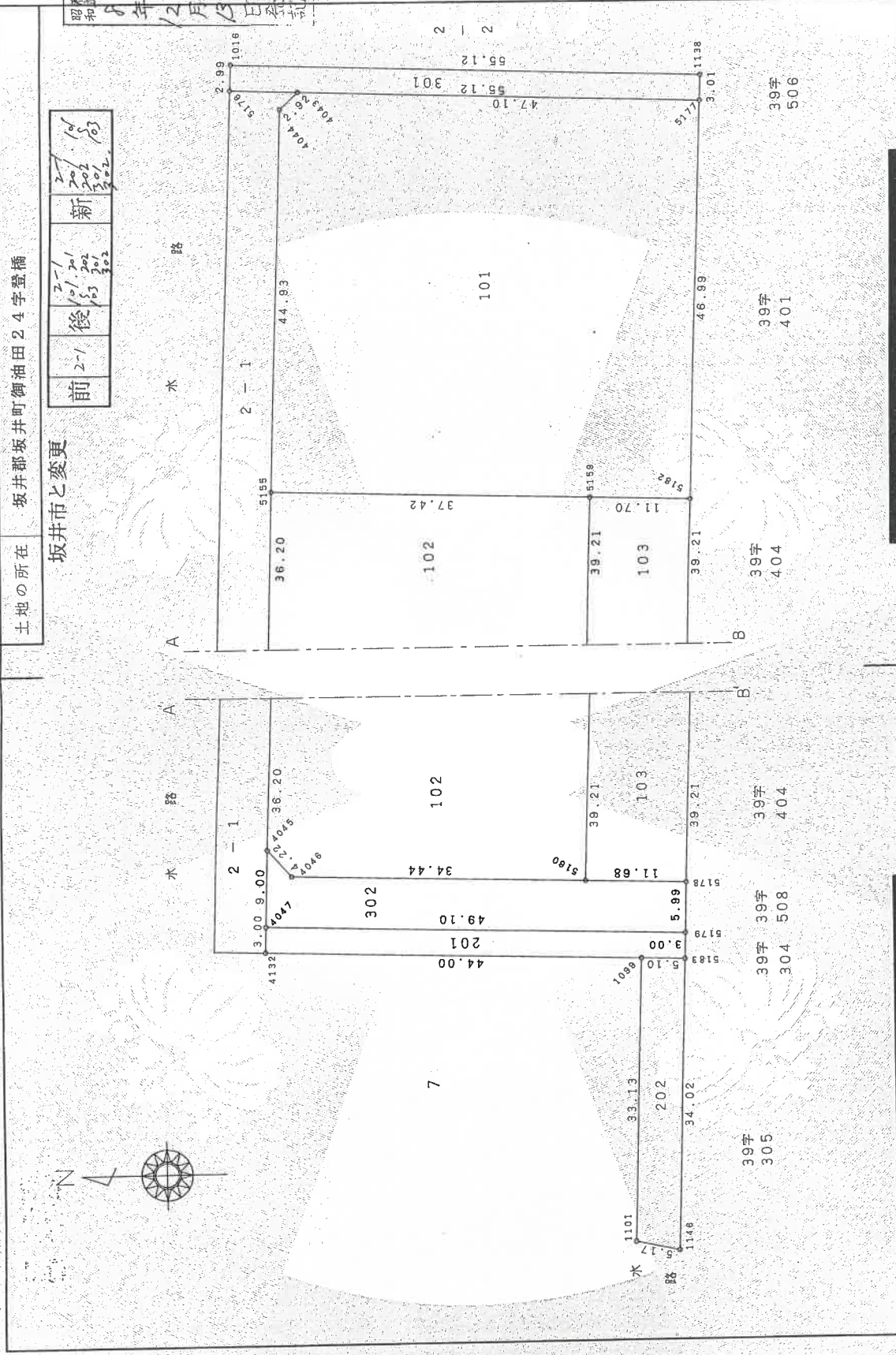
地積測量図 1/4

土地の所在 坂井郡坂井町御油田24字登橋

坂井市と変更

前	2-1	101, 201, 301, 302
後	2-1	101, 201, 301, 302
新	2-1	101, 201, 301, 302

昭和8年12月13日登記



物件(4)土地
物件(5)土地

縮尺 1/500

申請人

平成8年10月24日(作製)

作製者

A4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年7月24日

福井地方検察庁

登記簿

公用

(12枚目)

請求番号：3-14

(1/2)

348986

地積測量図

1/2

物件(4)土地
物件(5)土地

土地の所在 坂井郡坂井町御油田24字登橋

坂井市と変更

1枚目と同様

求積表

地番 NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
1101	1394.227	949.340	-34.169	-47699.342363
1146	1389.158	946.291	32.954	45778.312732
5183	1388.043	982.284	34.169	47428.041267
1099	1393.142	982.460	-32.954	-45909.601468
合計				-342.589832
面積				171.2949160
地積				171.29 m ²

地番 NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
5177	1384.924	1077.452	1.199	1660.923876
1138	1384.825	1080.467	4.810	6661.008250
1016	1439.925	1082.262	-1.199	-1726.470075
5176	1440.023	1079.266	-4.810	-6926.510630
合計				-331.448579
面積				165.7242895
地積				165.72 m ²

地番 NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
4047	1437.019	986.892	-10.594	-15223.779286
5179	1387.945	985.296	4.396	6101.406220
5178	1387.748	991.288	7.496	10402.559008
4046	1433.857	992.792	4.602	6598.609914
4045	1436.731	995.890	-5.900	-8476.712900
合計				-597.917044
面積				298.9585220
地積				298.95 m ²

合計面積 5012.3876495 m²

地番	公簿	2-1	合計面積	残地
5886.43			5012.3876495	574.0423505
			地積	574.04 m ²

境界点	境界標識の種類	境界点	境界標識の種類
1099・1101	樹脂杭	5178・5179	刻ミ(門型/欄干)
5182・5183	木杭	4043・4044	
1016	金属鎖	4045・4046	アルミ標示板
1138・1146		4047・4132	
5176・5177	刻ミ(L型/擁壁)	5155・5160	

作製者

(平成8年10月24日作製)

申請人

縮尺 1/

A4判に縮小

(13枚目)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和5年7月24日 福井地方裁判所

登記官

登記年月日：平成8年12月13日

349054

前

後

新

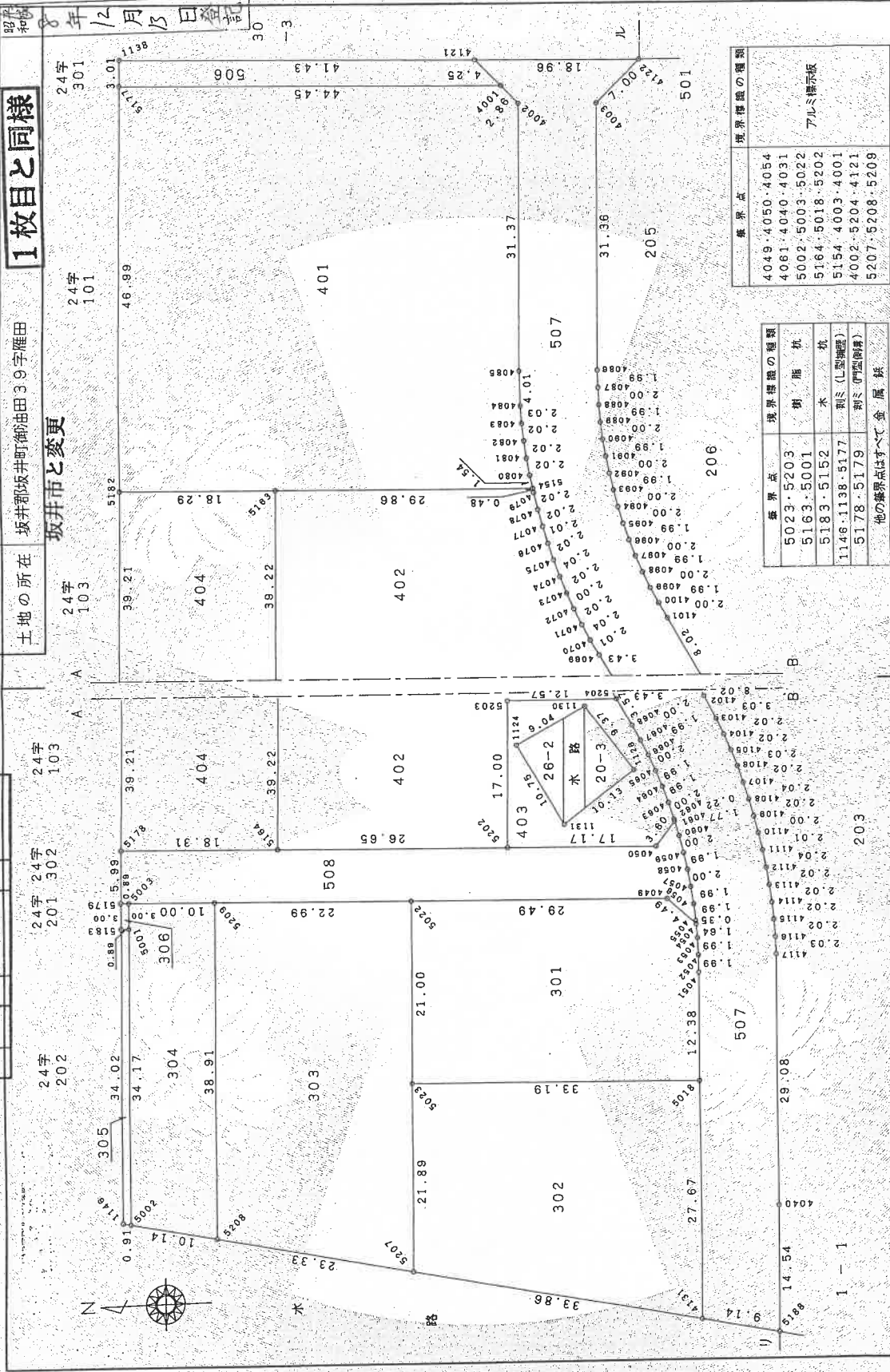
地番
301. 302. 303. 304. 305
306. 401. 402. 403. 404
506. 507. 508

土地の所在
24字 24字
103 101
坂井市と愛更
坂井郡坂井町御油田39字雁田

地積測量図

1枚目と同様

昭和8年12月13日登記



境界点	境界線種の種類
4049・4050・4054	アルミ標示板
4061・4040・4031	
5002・5003・5022	
5164・5018・5202	
5154・4003・4001	
4002・5204・4121	
5207・5208・5209	

境界点	境界線種の種類
5023・5203	樹 木 拵
5163・5001	
5193・5152	
1146・1138・5177	
5178・5179	新シ(伊豆産榎)
他の境界点はすべて金属鉄	

縮尺 1/500

申請人

成 8 年 11 月 22 日 作製

作製者

A4判に縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和5年7月24日 榑井地方務局

登記官

(14枚目)

(2/13)

請求番号：3-19

公用

349062

101区104201区1209
301区130640区1404
501区1508

地番

土地の所在
坂井郡坂井町御油田39字雁田

坂井市と変更

地積測量図

1枚目と同様

3/6

17
8
12
13

地番 NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
1148	1389.158	948.291	-34.187	-47491.144546
5002	1388.264	948.107	33.974	47164.881136
5001	1387.145	982.265	34.187	47422.326115
5183	1388.043	982.284	-33.974	-47157.372882
		合計		-81.310177
		面積		30.85 m ²

地番 NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
5183	1388.043	982.294	-3.031	-4207.158933
5001	1387.145	982.265	2.973	4123.982085
5003	1387.047	985.267	3.031	4204.139357
5179	1387.945	985.296	-2.973	-4126.360485
		合計		-5.397276
		面積		2.8986380
		地積		2.69 m ²

地番 NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
5182	1386.463	1030.486	-48.521	-67272.571223
5154	1338.325	1028.931	-0.039	-52.194675
4080	1338.598	1030.447	3.519	4710.526362
4081	1338.902	1032.450	4.016	5377.030432
4082	1339.118	1034.463	4.033	5400.662894
4083	1339.304	1036.483	4.054	5429.538416
4084	1339.389	1038.517	6.050	8103.303450
4085	1339.402	1042.533	35.381	47389.382162
4002	1338.537	1073.898	33.455	44780.755335
4001	1340.489	1075.988	3.554	4784.092906
5177	1384.924	1077.452	-45.502	-63016.811848
		合計		-4386.280789
		面積		2193.1403945
		地積		2193.14 m ²

地番 NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
5023	1354.754	963.206	-22.066	-29894.001764
5018	1321.576	982.128	11.303	14937.779528
4051	1321.248	974.509	14.380	18999.546240
4052	1321.211	976.508	3.996	5279.559156
4053	1321.234	978.505	3.635	4802.685590
4054	1321.319	980.143	4.731	6251.160189
4049	1324.588	983.236	4.051	5365.897886
5022	1354.066	984.194	-20.030	-27121.941980
		合計		-1379.321155
		面積		689.6605775
		地積		689.66 m ²

地番 NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
5207	1355.471	941.326	-28.739	-38954.881069
4131	1322.308	934.467	20.802	27506.651016
5018	1321.576	962.128	28.739	37980.772664
5023	1354.754	963.206	-20.802	-28181.592708
		合計		-1849.050097
		面積		324.5250485
		地積		824.52 m ²

地番 NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
5207	1355.471	941.326	38.142	51700.374882
5022	1354.066	984.194	43.616	59058.942856
5209	1377.052	984.942	-38.142	-52523.517384
5208	1378.326	946.052	-43.616	-60117.066816
		合計		-1881.266662
		面積		940.6333310
		地積		940.63 m ²

地番 NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
5208	1378.326	946.052	36.835	50770.638210
5209	1377.052	984.942	39.215	54001.094180
5003	1387.047	985.267	-36.835	-51091.876245
5002	1388.264	948.107	-39.215	-54440.772760
		合計		-760.916815
		面積		380.4583075
		地積		380.45 m ²

作製者

申請人

縮尺 1/

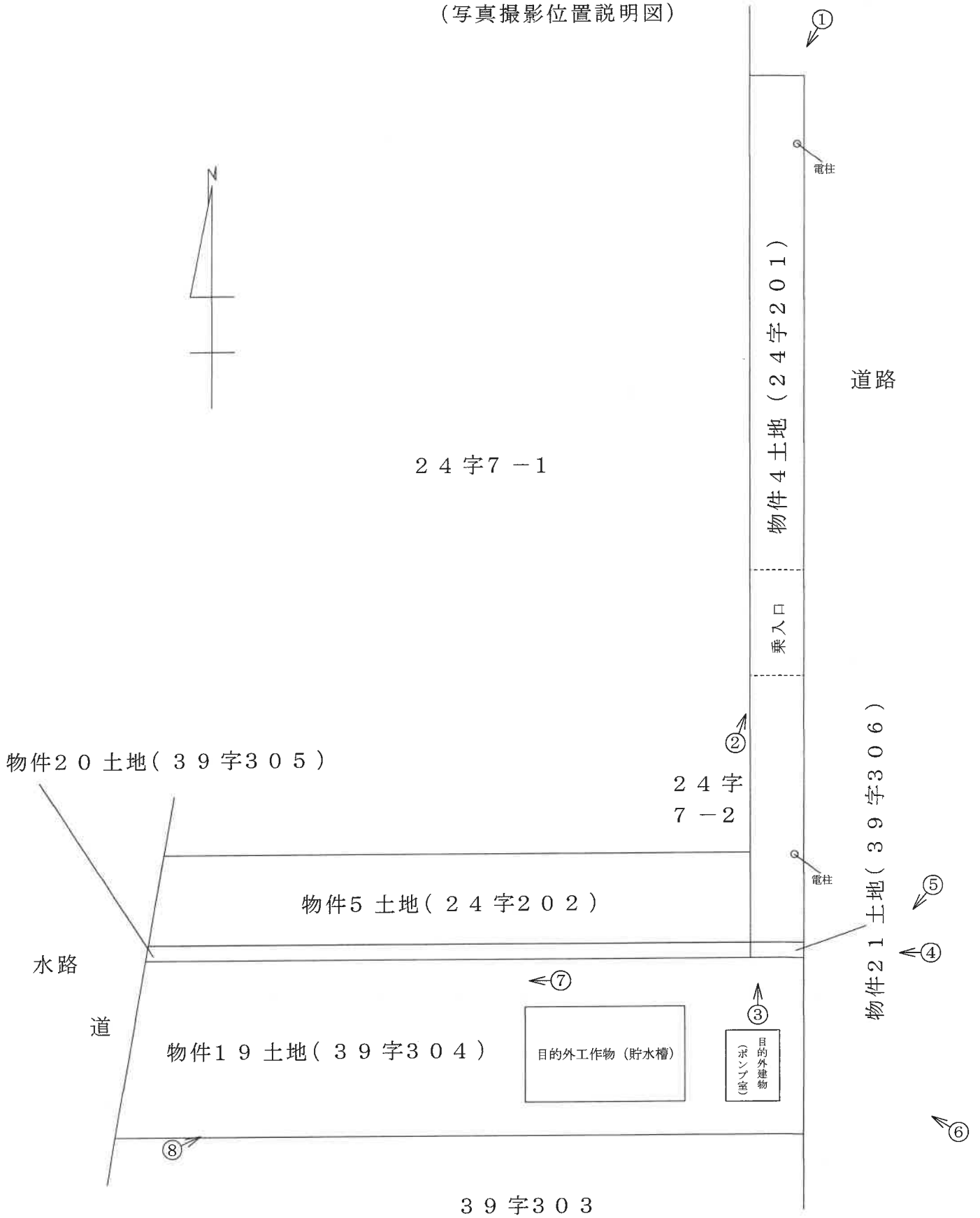
(平成 8年11月22日作製)

A4判に縮小

物件(19)土地
物件(20)土地
物件(21)土地

土地建物位置関係図

(写真撮影位置説明図)



←○写真撮影位置・方向

写真番号 1

物件4土地の全景を撮影

物件4土地



写真番号 2

物件4土地の全景を撮影

物件4土地



写真番号 3

物件19、21、20、5及び4土地の全景を撮影



写真番号 4

物件19、21、20、5及び4土地の全景を撮影

目的外工作物
(貯水槽)

目的外建物
(ポンプ室)



(18 枚目)

写真番号 5

物件19土地の全景を撮影

目的外建物
(ポンプ室)



目的外工作物
(貯水槽)

写真番号 6

物件19土地の全景を撮影

目的外工作物
(貯水槽)



目的外建物
(ポンプ室)

(19 枚目)

写真番号 7

物件19、20及び5土地の全景を撮影



写真番号 8

物件19、20及び5土地の全景を撮影



目的外工作物(貯水槽)

令和 5 年 (ケ) 第 28 号
令和 5 年 9 月 6 日 現地調査
令和 5 年 9 月 26 日 現地調査
令和 5 年 12 月 20 日 評価

福井地方裁判所 御中

評 価 書

(物件4・5・19～21に対応)

評価人 不動産鑑定士

梅 田 真 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 582,000 円	
内 訳 価 格	
物件4(土地)	金 120,000 円
物件5(土地)	金 140,000 円
物件19(土地)	金 300,000 円
物件20(土地)	金 20,000 円
物件21(土地)	金 2,000 円

1. 一括価格は、物件4・5・19～21の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として個別価格を基に算出した価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登記	現況
4	所在地 地目 地積	坂井市坂井町御油田24字登橋 201番 宅地 147.42㎡	緑地緩衝帯(雑種地)
5	所在地 地目 地積	坂井市坂井町御油田24字登橋 202番 宅地 171.29㎡	雑種地
19	所在地 地目 地積	坂井市坂井町御油田39字雁田 304番 宅地 380.45㎡	緑地緩衝帯(雑種地)
20	所在地 地目 地積	坂井市坂井町御油田39字雁田 305番 宅地 30.65㎡	雑種地
21	所在地 地目 地積	坂井市坂井町御油田39字雁田 306番 宅地 2.69㎡	緑地緩衝帯(雑種地)
番号	特記事項		
4・5・19・ 20・21	・緑地緩衝帯を除く宅地面積は物件5・20合計で201.94㎡で、緑地緩衝帯の面積は物件4・19・21合計で530.56㎡である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件4・5・19～21)

位置・交通		JR北陸本線「丸岡」駅より 北東方 約 2.8 km (道路距離)	
付近の状況		平成7年に開発された工業団地内に位置し、工場・作業所・倉庫等が建ち並ぶ地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)		都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引き都市計画区域 用途地域の指定はない 60% ※基準建蔽率も同じ 200% なし ○建築協定(平成7年11月16日坂井町(当時)と組合との間で締結) 敷地の最小面積:450㎡(緑地緩衝帯は含まない) 建蔽率60%・容積率200% 壁面後退:道路から3m以上、隣地境界線から1.5m以上 建物構造:鉄骨造・鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造等 建物用途:工場・作業場・事務所・倉庫・車庫等 ○緑化協定(平成7年11月16日坂井町(当時)と組合との間で締結) 別添図面の部分が協定区域(緑地緩衝帯)で、緑化の維持・推進が求められる(緑地緩衝帯の占用使用はできない)。 ○周知の埋蔵文化財包蔵地「御油田堂京遺跡」 ○北陸電力送配電の高圧送電線が敷地の南東部を南北に縦断し、その概要は以下のとおりである(範囲は登記按分数量162.95㎡)。 幹線の電圧:77kV、地役権の設定:無、最下垂時地上高:24m、建物の高さ制限:20m、詳細は設置会社に確認が必要。
面地条件	地積	732.50	㎡
	間口	約 60.0	m
	奥行	約 38.9	m
	形状	南北の帯状地を含む不整形地	
接面道路の状況		東側 約6m舗装道路 (建築基準法上の道路に該当しない) ※組合が管理する道路 北側 約6m舗装道路 (建築基準法上の道路に該当しない) ※組合が管理する道路 西側 約2m未舗装道路 (坂井市の法定外公共物) ※普通河川乙干川に隣接 高低差 等高	
土地の利用状況等		未利用地並びに緑地緩衝帯の敷地として利用されている。 隣接不動産の状況は東側は道路を介して未利用地、南側は倉庫・事務所、西側は法定外公共物(市所有)を介して乙干川(おとぼせがわ)、北側は倉庫である。	
供給処理施設	上水道	前面道路に本管あり ※敷地内引込には加入金と接続工事が必要	
	ガス配管	前面道路に本管なし	
	下水道	前面道路に本管なし	

特 記 事 項	<p>・土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はなく、過去の住宅地図(昭和53年)は農地(田)であったものと推定され、土壌汚染の可能性は低いものと思料する。</p>
	<p>・当該工業団地は竹田川と田島川の合流地点の南側に位置し、湫地(くてち)と言われる低湿地であり、地盤は軟弱である。</p>
	<p>・物件19について、平成25年頃に福井県商工業団地協同組合が井戸及びポンプ・ろ過設備並びに貯水タンクを設置しており、団地内の融雪装置用の水源及び工業用水として使用されていた。数年前から配管の故障により稼働を停止している。同土地には、組合所有の目的外建物その1(コンクリートブロック造陸屋根平家建ポンプ室概測約12㎡)と目的外工作物(貯水槽概測約48.6㎡)が設置されている。 なお、本件土地は組合が管理する緑地緩衝帯に設置されており、坂井市との間で協議は行われた模様であるが、その際一部樹木を伐採して設置する代わりに物件5・20の未利用地に樹木を移植若しくは植樹した可能性が認められるが、当時の状況を知るものはなく、詳細は不明である。</p>
	<p>・目的外建物その1の物件19の土地に対する敷地利用権原について、土地と建物の所有者は同一であるものの、最先順位抵当権設定当時(平成8年10月22日受付)、目的外建物その1は存していないことから、目的外建物その1のために物件19の土地に法定地上権は成立しないものと思料する。</p>
	<p>・物件5・20については、当該工業団地が造成されて以降未利用の状態が続いていたが、上記のとおり植栽が行われ、事実上緑地緩衝帯のような状態となっている。 また、物件5・20の未利用地は直接道路に接面しておらず、単独で利用することは不可能な状態である。 そもそも、物件19に設置された井戸と貯水タンクは工業用水と融雪装置用の貴重な水源であり、当該団地全体の公益的施設としての性格を有することから、当該施設を再稼働した場合には団地全体に一定の効用を与えることになる。 しかしながら、相当期間稼働を停止しており、機械設備のみならず排水管にも不具合が発生することも予想されること、またあくまで組合所有物件であり、買受人が土地を取得しても利用はできない。 したがって、物件4・19・21は緑地緩衝帯であり、物件5・20は現況植栽された未利用地であることから、単独利用は困難であるものと思料する。</p>
	<p>・公図・地積測量図をもとに現地と照合した結果、概ね一致している。 ・物件4・5・19～21の一体地の四隅には境界標がそれぞれ設置されている。</p>
	<p>・本件土地内には野生の小動物のものと思われる糞が認められ、土地の表面に土が掘り返された穴状になっている箇所があり、地中に生息している可能性がある。</p> <p>・団地内からの排水については、団地の西側に隣接する乙千川に放流され、下流で田島川に接続することから賦課金(乙千川維持管理委員会)と協力金(田島川水害予防組合)が求められる(詳細は現況調査報告書参照)。</p>

※ 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件4・5・19～21一括)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
4	9,900	0.31	147.42	0.95	430,000
5			171.29	0.95	500,000
19			380.45	0.95	1,110,000
20			30.65	0.95	90,000
21			2.69	0.95	8,000
計	—	—	732.50	—	2,138,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 坂井(県)9-1

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 12,000 \text{ 円/㎡} & \times 100 / 100 & \times 100 / 100 & \times 100 / 121 & \div & 9,900 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 台形 0.99
角地 1.01

◇ 地域格差： 街路条件 1.30 交通接近条件 0.98
(相乗積) 環境条件 0.95 行政的条件 1.00

イ 個別格差： 規模 0.95 緑地緩衝帯 0.70
(相乗積) 形状 0.70 高圧線下地 0.95
無道路地 0.70

※ 本件土地は緑化協定に基づく緑地緩衝帯そのものであり、事実上土地利用ができないことから、当該緑地が存することによる減価を考慮する。

ウ 地積：登記数量による

※ 評価数量については、緑地緩衝帯を含む登記数量を採用する。

エ 建付減価：建物等と敷地の適応状態を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた建付地価格に、土地利用権等価格を考慮し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
4	430,000	0.10	法定地上権不成立	40,000
5	500,000	0.10	法定地上権不成立	50,000
19	1,110,000	0.10	法定地上権不成立	110,000
20	90,000	0.10	法定地上権不成立	10,000
21	8,000	0.10	法定地上権不成立	1,000
合計	2,138,000	—	—	211,000

イ 土地利用権等割合:物件4・5・19・20・21の土地利用権等を法定地上権不成立による占有と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1㊦) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2㊦) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性修 正 エ	競売市場 修正 オ	その他の 控除 カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ×カ
	4	430,000	-40,000		0.5	0.6	1.00
5	500,000	-50,000		0.5	0.6	1.00	140,000
19	1,110,000	-110,000		0.5	0.6	1.00	300,000
20	90,000	-10,000		0.5	0.6	1.00	20,000
21	8,000	-1,000		0.5	0.6	1.00	2,000
一括価格 (合計)							582,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 組合所有のポンプ室と貯水タンクの敷地となっているが、故障中で不稼働の状態であり、将来の撤去の可能性等を考慮

オ 競売市場修正： 競売手続の特殊性及び売却条件に伴う競売固有の減価を考慮

カ その他の控除： 特になし

第6 参考価格資料

地価調査価格	坂井(県)9-1
所在	坂井市坂井町長屋71字又張1番2外
価格	12,000 円/㎡
位置	「丸岡」駅 約3.3km
価格時点	令和5年7月1日
地積	6,853 ㎡
供給処理施設	水道
接面街路	北東11.5m舗装県道、南6m舗装位置指定道路に接面
用途指定等	非線引き都市計画区域 用途地域の指定はない 建蔽率 60% 容積率 200%
地域の概要	中規模工場が建ち並ぶ県道沿いの工業地域

第7 附属資料

- ① 所在位置略図
- ② 住宅地図写
- ③ 合成公図写
- ④ 敷地概測図兼建物配置図
- ⑤ 土地利用状況図

【付記】

本評価書末尾に添付された資料以外の資料については、現況調査報告書に添付されている資料と同一である

以上

福井県坂井市坂井町河和田 付近



基準地

坂井 (県)
9-1

物件④⑤⑱～㉑

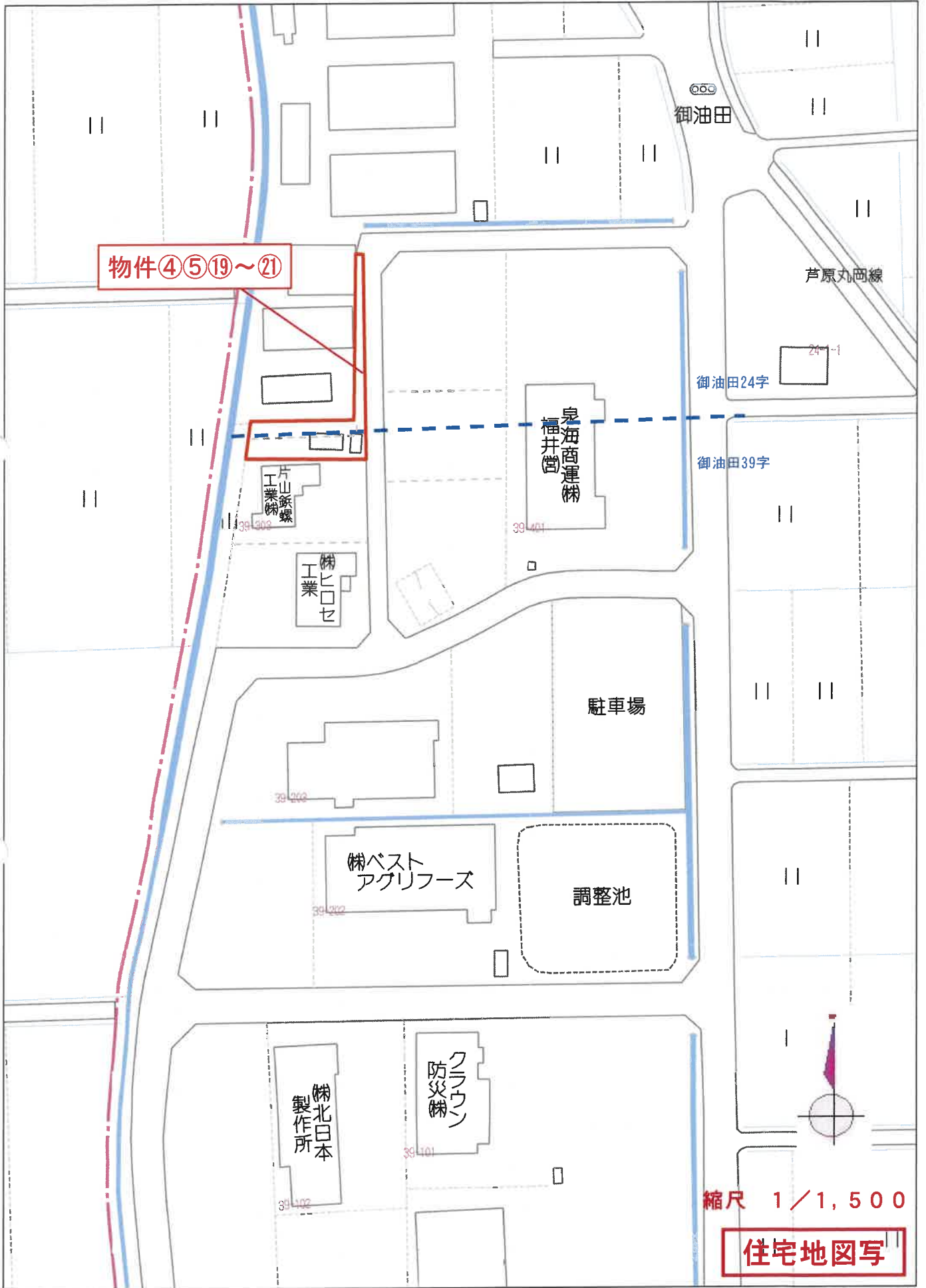
最寄り駅

所在位置略図

1:15,000 相当

(C)2020 MAPPLE, Inc. 坂井町若宮

縮尺 1/15,000
地図上の1センチは約150メートル
印刷中心は 東経 136度14分22秒 北緯 36度10分21秒



物件④⑤⑱～㉑

御油田

芦原丸岡線

御油田24字

御油田39字

泉海商運佛
福井

片山鉄線
工業

佛ヒロセ
工業

駐車場

佛ベスト
アグリフーズ

調整池

佛北日本
製作所

防災佛
クラブ

縮尺 1/1,500

住宅地図写

60m

1:1500

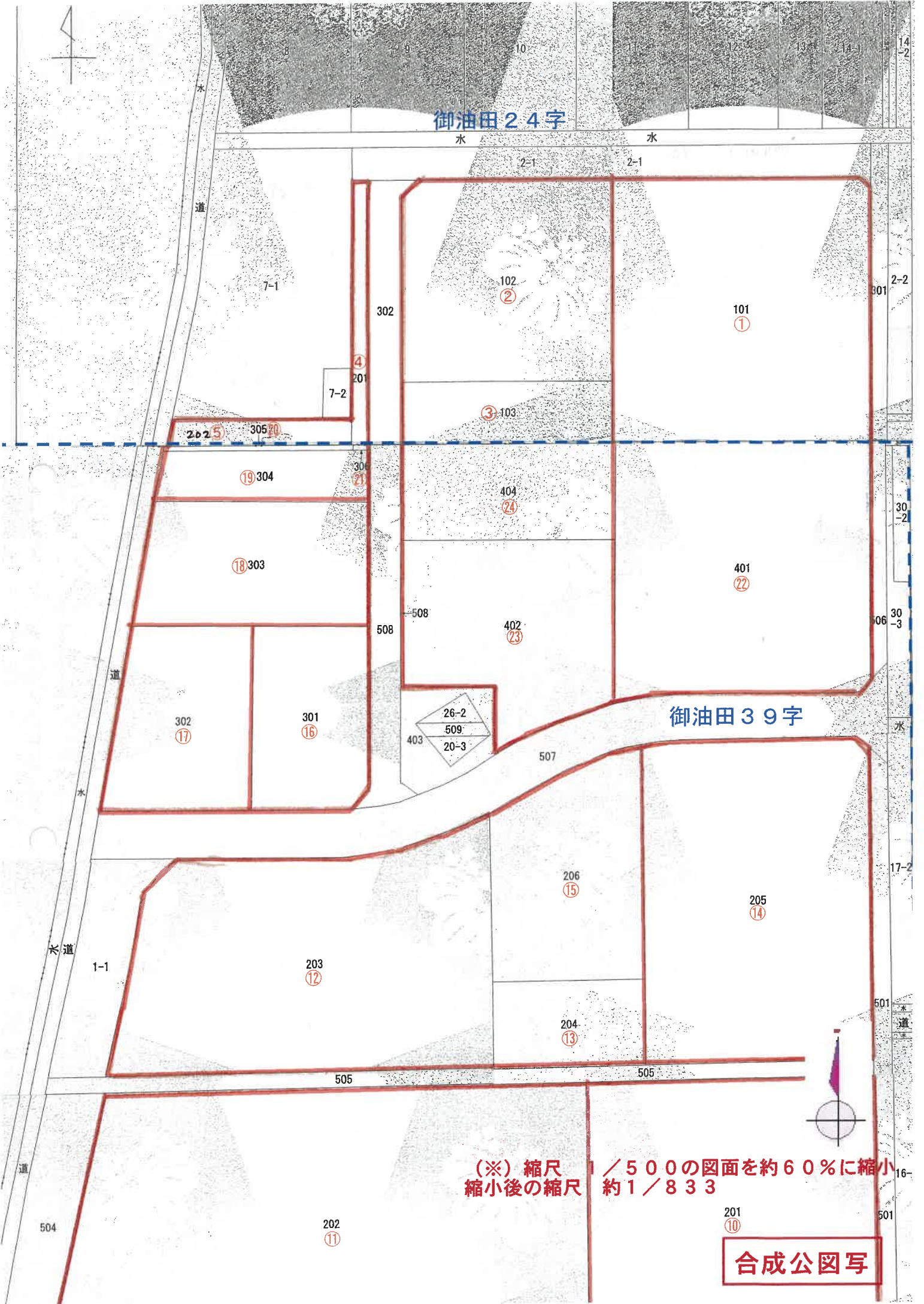
禁無断複写複製

御油田 2 4 字

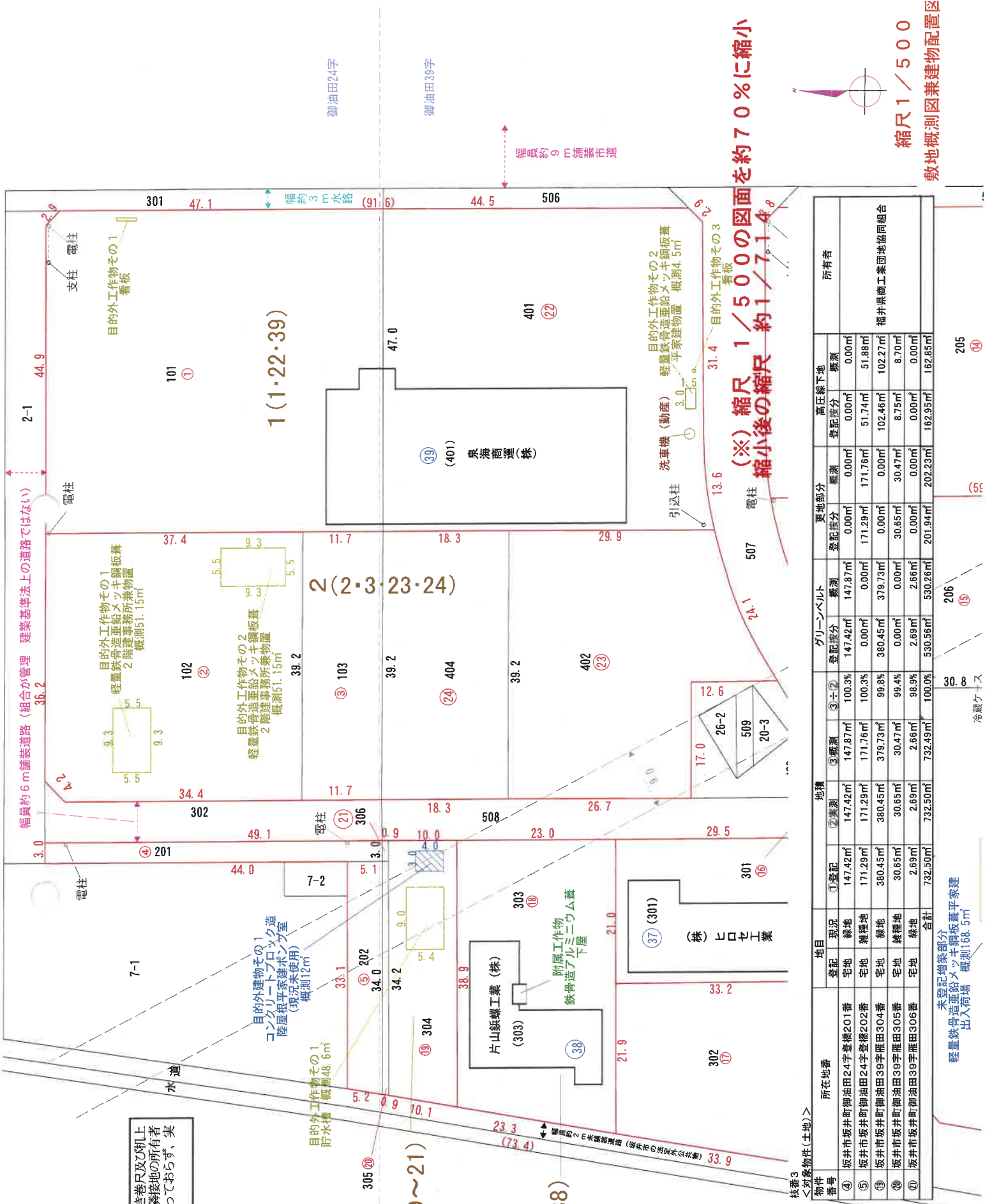
御油田 3 9 字

(※) 縮尺 1 / 5 0 0 の図面を約 6 0 % に縮小
縮小後の縮尺 約 1 / 8 3 3

合成公図写



この図面はあくまで現況に基づき巻尺及び机上概測等により測定したもので、隣接地の所有者の立会い等による境界確認は行っておりません。実測図ではありません。



(※) 縮尺 1/500 の図面を約 70% に縮小
縮小後の縮尺 約 1/714.8

縮尺 1/500
敷地概測図兼建物配置図

物件番号	所在地番	地目		地積			グリーンベルト		更地部分		高圧線下地		所有者	
		登記	現況	①登記	②実測	③概測	③÷②	登記率分	概測	登記率分	概測	登記率分		概測
④	坂井市坂井町御油田24字巻糖201番	宅地	緑地	147.42㎡	147.42㎡	147.87㎡	100.3%	147.42%	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	福井県商工業団地協同組合	
⑤	坂井市坂井町御油田24字巻糖202番	宅地	緑地	171.29㎡	171.29㎡	171.76㎡	100.3%	171.29%	171.76㎡	171.76㎡	51.74㎡	51.88㎡		
⑥	坂井市坂井町御油田304番	宅地	緑地	380.45㎡	380.45㎡	379.73㎡	99.8%	380.45%	0.00㎡	0.00㎡	102.46㎡	102.27㎡		
⑦	坂井市坂井町御油田305番	宅地	緑地	30.65㎡	30.65㎡	30.47㎡	99.4%	30.47%	30.65㎡	30.47㎡	8.75㎡	8.70㎡		
⑧	坂井市坂井町御油田306番	宅地	緑地	2.89㎡	2.89㎡	2.86㎡	98.9%	2.89%	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡		
⑨	坂井市坂井町御油田306番	宅地	緑地	732.50㎡	732.50㎡	732.49㎡	100.0%	732.49%	201.94㎡	202.23㎡	162.95㎡	162.85㎡		
合計				1437.15㎡	1437.15㎡	1436.42㎡	99.9%	1436.42%	383.65㎡	384.75㎡	276.25㎡	276.13㎡		
未登記増築部分														
軽量鉄骨造道路給メツキ鋼板葺平家建														
出入荷場														

205 (14)
206 (15)
207 (16)
208 (17)
209 (18)
210 (19)
211 (20)
212 (21)
213 (22)
214 (23)
215 (24)
216 (25)

この図面はあくまで現況に基づき券尺及び地上
概測等により測定したもので、隣接地の所有者
の立会い等による境界確認は行っておらず、実
測図ではありません。

幅員約6m舗装道路（組合が管理 建築基準法上の道路ではない）

土地賃貸借
建物賃貸借
（契約書有）
使用貸借

空地
公共施設建物
公共施設地
（全体共用地を含む）
未利用地
グリーンベルト

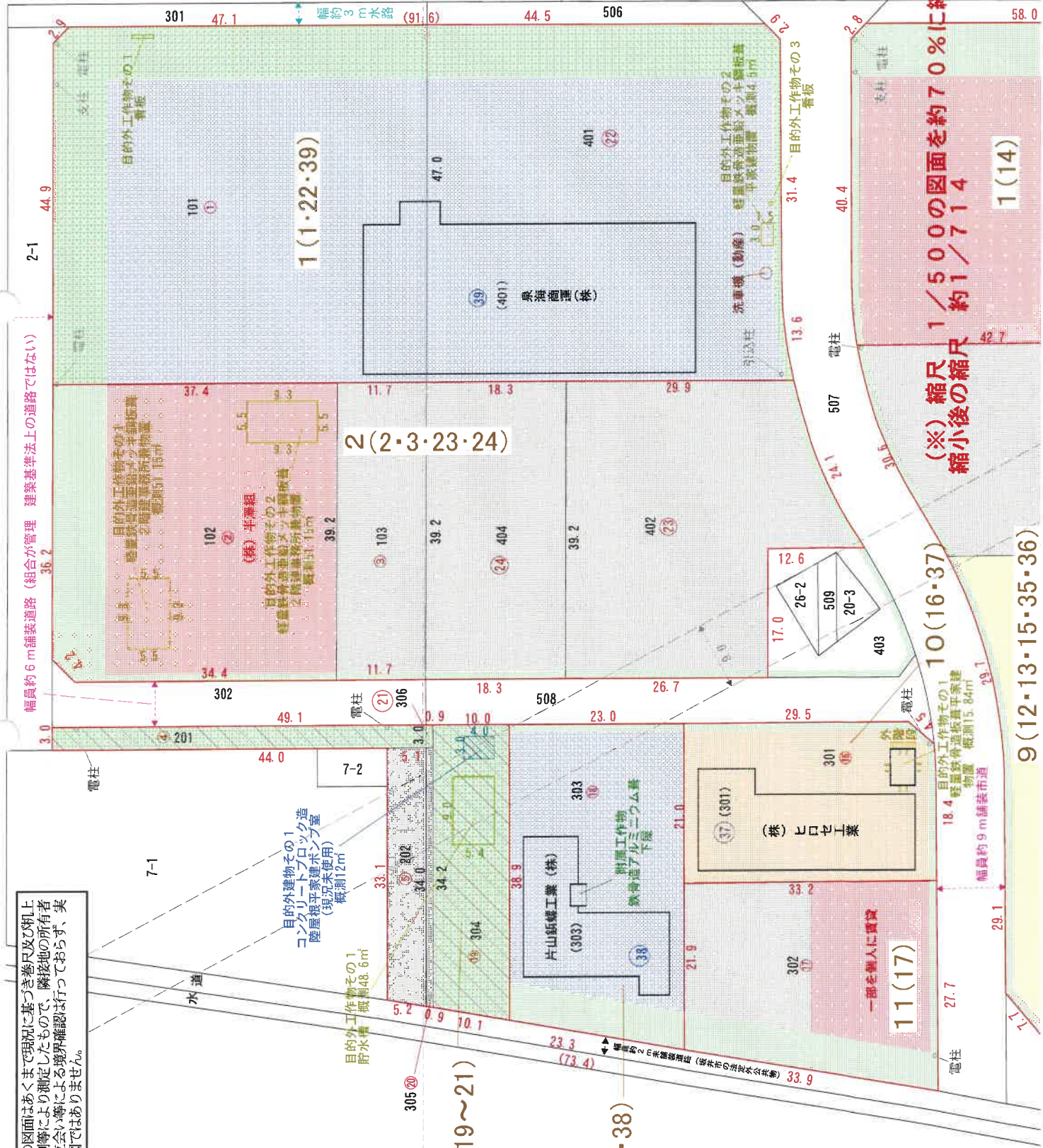
御油田24字

御油田38字

幅員約9m舗装道路



縮尺 1/500
土地利用状況図



(※) 縮尺 1/500 の図面を約 70% に縮小
縮小後の縮尺 約 1/714

9(12-13-15-35-36)

3(4-5-19-21)

12(18-38)

11(17)

10(16-37)

1(1-22-39)

2(2-3-23-24)

1(14)